

福島市農山村漁村再生可能エネルギー法協議会 御中

# 事業推進体制図の変更について

2021年5月

**松川水原太陽光発電事業合同会社**

# 変更内容とその理由

松川水原太陽光発電事業における設備整備計画の変更内容は下記通りです。

クラスタークリーンエナジー3合同会社(以下、CCE3という)と松川水原太陽光発電事業合同会社(以下、SPCという)の共同申請からSPCの単独申請に変更

## 【変更理由】

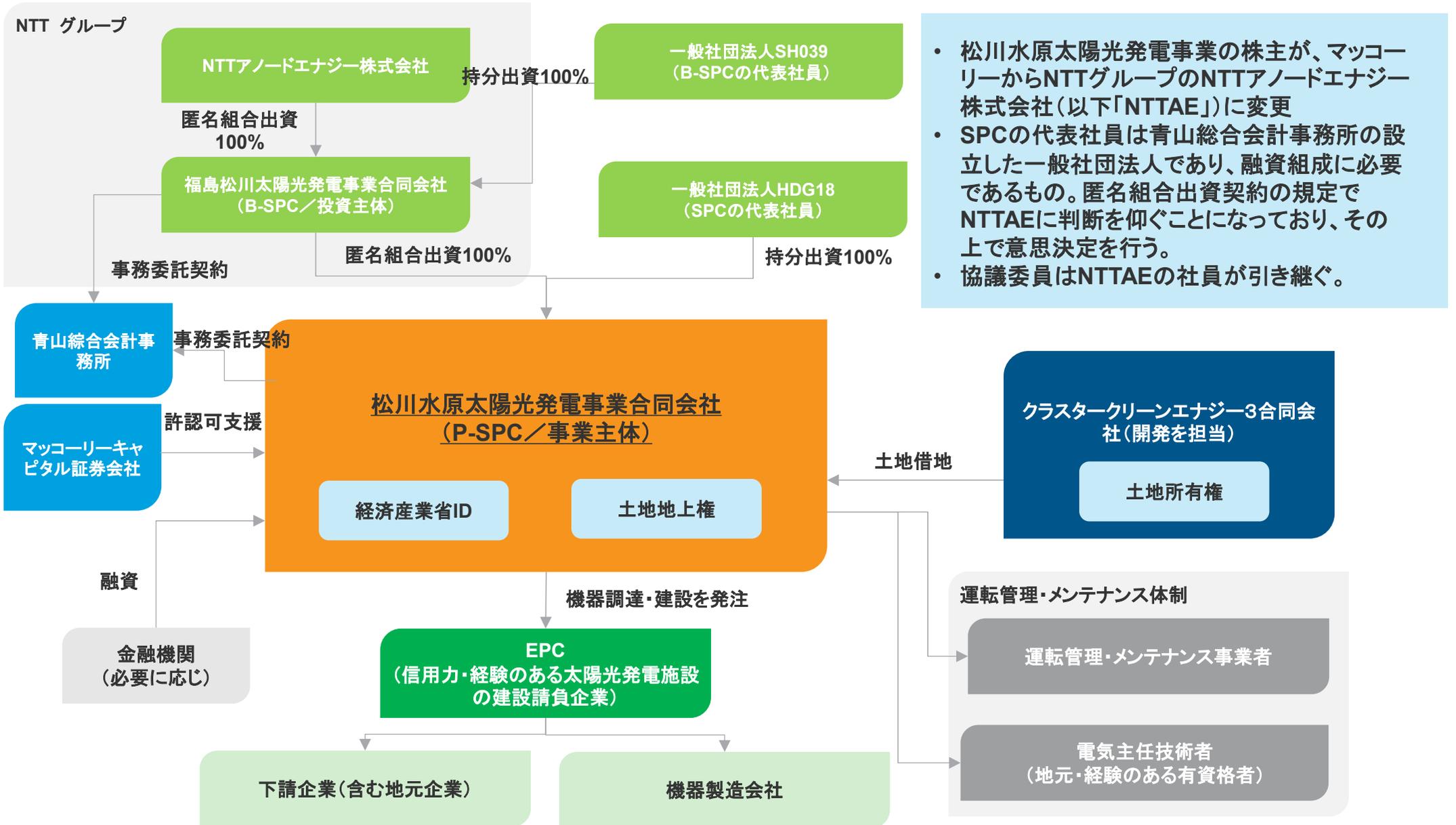
資金調達交渉の中で「事業に係る設備は、100%を事業者（プロジェクトSPC）が保有すべき。」との指摘があったため。

本件変更について、全体の枠組み（CCE3は事業地の所有者で変電所と進入路の工事を担当、SPCは設備の建設と運営を担当）は大きく変更になるものではないものと考えており、ご理解賜りたい。

# 事業推進体制図

## 事業推進体制の変更について

変更後

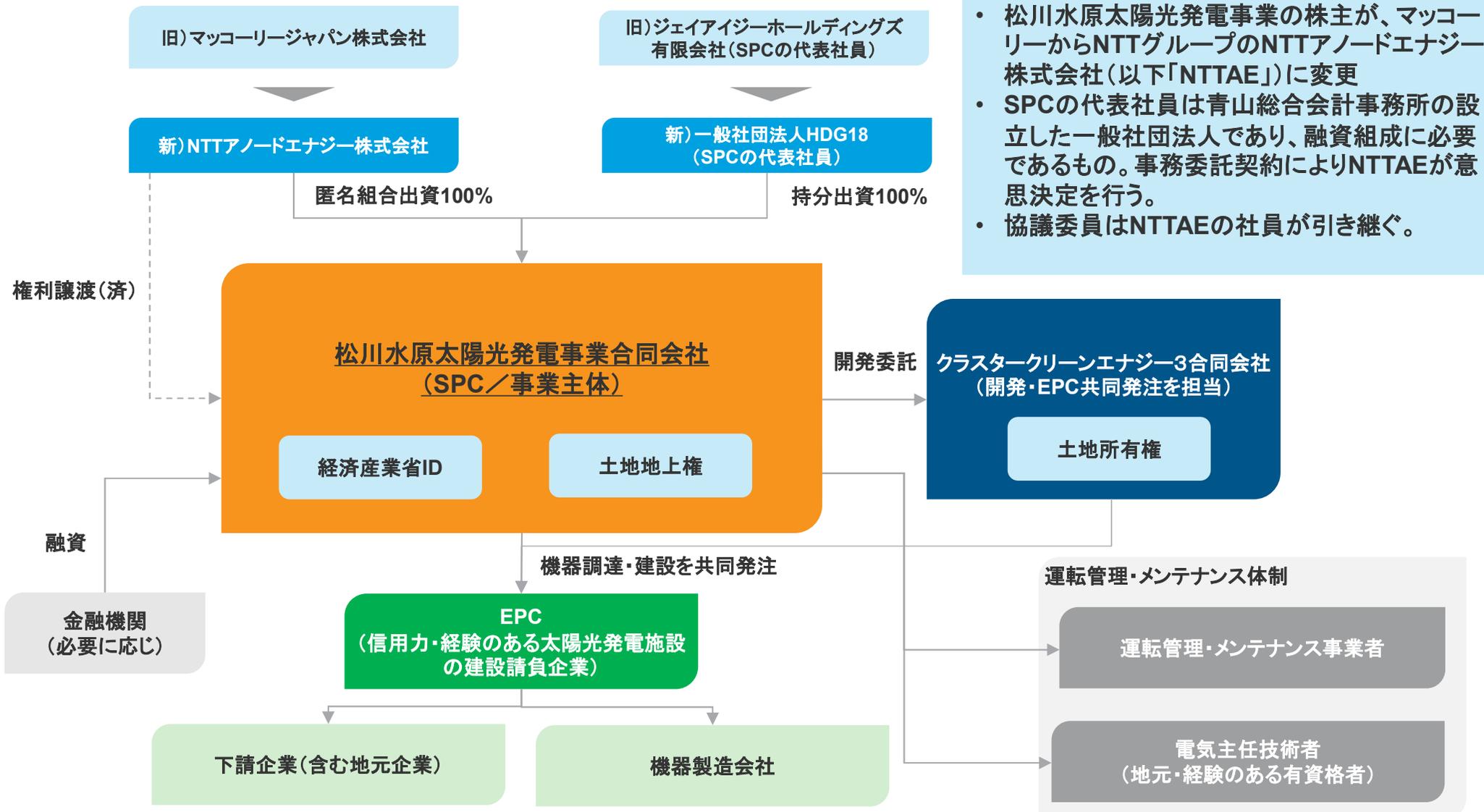


- 松川水原太陽光発電事業の株主が、マッコーリーからNTTグループのNTTアノードエナジー株式会社(以下「NTTAE」)に変更
- SPCの代表社員は青山総合会計事務所の設立した一般社団法人であり、融資組成に必要なもの。匿名組合出資契約の規定でNTTAEに判断を仰ぐことになっており、その上で意思決定を行う。
- 協議委員はNTTAEの社員が引き継ぐ。

# 事業推進体制図

## 事業推進体制の変更について

変更前



- 松川水原太陽光発電事業の株主が、マッコーリーからNTTグループのNTTアノードエナジー株式会社(以下「NTTAE」)に変更
- SPCの代表社員は青山総合会計事務所の設立した一般社団法人であり、融資組成に必要なものであるもの。事務委託契約によりNTTAEが意思決定を行う。
- 協議委員はNTTAEの社員が引き継ぐ。